

## 「やらにゃん ふわふわドーム」ご利用にあたって

- 利用者の状況把握や安全管理に必要な人数のスタッフを配置して下さい。
- エア遊具の取り扱いに関する知識や技能の習得に努めるようにして下さい。
- 遊具に対して適切な人員を配置して下さい。
- 運営スタッフの方は入退場するお客様のコントロールや内部監視、エア遊具周辺の監視が行え遊具環境の安全を確保して下さい。
- 身長（対象の目安 90cm～130cm）や年齢制限（対象の目安 6歳～12歳）を理解して下さい。
- 体調、体力、運動能力に不安がある時は対象年齢内でも使用しない。
- プレイ時間を理解し、時間管理をしっかり行って下さい。
- 入場前子供たちに遊び方や禁止行為をしっかり周知して下さい。
- ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか常に注意を払って下さい。
- 停電やブレーカー遮断等、電顕の供給ラインの異常がないか運営中は常に注意してください。
- 屋外の設置では必ず、風速基準に沿った運営をして下さい。
- 当該地域で気象庁が発表する注意報や警報の発令がないか確認して下さい。
- 屋内設置の場合でも、横転などのリスク防止に対して固定に必要な個数や重さのウェイトを取り付けて下さい。
- 日本エア遊具安全普及協会が定めた「風速基準のガイドライン」では、瞬間風速 8メートルを超えた場合にはいつでも運営を中止できるようにしておくことが求められ、瞬間風速 10メートルを超

えた場合には、利用者を速やかに遊具外から退場させて、運営を中断するよう定められています。

\*別紙 JIPAS 参照

- 破損の恐れがある場所では使用しないで下さい。
- 夏場の暑い時期は、側面もテント生地でおおわれている為、日光により中の温度が上がります。  
一度に入る時間は3分程度を目安にし、こまめに休憩できるように運営して下さい。
- 自身や他の人に怪我や損害を与えた場合、本人又は保護者の責任にて当事者間で事故対応頂きます。

### 風速基準のガイドライン

「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合

いつでも運営を中止できるように準備をしながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、環境の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合

ふわふわ遊具の利用者を速やかに遊具買いに退場させ運営を中断する。ふわふわ遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

※あくまでも判断基準です。現場の状況・遊具の風の受け具合によっても状況は変化します。

危険だと判断した場合は、上記判断基準より低い数値でも運営は中段しましょう。早い判断が、お子様の安全を守ります。



## 安全運営の 10 カ条 (改訂 ver4. 2020.02)

1. エア遊具の使用運営にあたっては、エア遊具の規模・形状・設置数、運営条件、メーカーのマニュアル等を十分考慮し、利用者の状況把握・安全管理に必要な人数の運営スタッフを配置しましょう。  
また、配置する運営スタッフには、適宜教育研修を実施し、エア遊具の安全な取り扱いについての知識・技能の習得に努めましょう。  
尚、イベントで使用する場合、または、屋外設置の場合は、最低下記人数の運営スタッフをつけましょう。
  - ・遊具 1 体につき最低 1 人
  - ・ただし、高さ 4.5m 以上の滑り台型遊具については、1 体につき最低 2 人
2. 運営スタッフは、入退場のゲストコントロール、運営中の内部監視、エア遊具周辺の外部監視が行われるように適切に配置しましょう。
3. 利用制限（身長制限または年齢制限など）をよく理解し、徹底しましょう。
4. エア遊具ごとの定員を確認、定員管理を徹底しましょう。
5. プレイ時間をよく理解し、時間管理を徹底しましょう。
6. 入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などしっかり説明しましょう。
7. 始業前点検リストに沿って、ひとつひとつの点検項目をしっかり確認、安全な遊具環境を用意しましょう。
8. ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。
9. 停電、電源ブレーカー遮断、コンセント抜けなど、電源の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。



10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。  
また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウェイトまたは杭を必ず使いましょう。  
さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。  
ただし屋内設置の場合においても、横転等のリスク防止のために、固定に必要と判断する個数、重さのウェイトを必ず取り付けましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、下記となっています。

**「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合**

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

**「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合**

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。  
エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

**「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定**

- 1) 連続した 10 分間で、10m/s を超える瞬間風速が観測されないこと。
- 2) 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。  
また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- 3) 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。

1) 本ガイドライン 1 に記載の教育研修の機会としては、本協会主催の下記講習会および資格認定講習会等が活用できる。

- ・エア遊具安全講習会
- ・エア遊具管理士認定講習会

2) 本ガイドライン 7 に記載の始業前点検リストとしては、本協会推奨の下記リストが活用できる。

- ・点検リスト Ver.1 (<http://jipsa.org/pdf/list.pdf>)

3) 本ガイドライン 10 に記載のメーカー所定のウェイト・くいについては下記事項に十分配慮の上使用すること。

- ・ウェイト・くいの設置においては具体的な重り・くいの位置・個数・重さ・設置方法等を指定した設置マニュアルを個別遊具ごとに整備し、現場担当者に教育・研修すること。
- ・運営事業者がメーカー（製造事業者又は輸入事業者）からエア遊具を購入又はレンタルする場合は、当該マニュアルの整備されたエア遊具を選定すること。